お詫びと訂正

『七訂 手話通訳技能認定試験傾向と対策 手話通訳士試験合格への道』の本文中, 以下の箇所に誤りがございました。お詫びして, 訂正させていただきます。

該当頁	該当箇所	誤	正
27 頁	問題 14 選択肢 1	両眼の視力の和が	<u>良い方の眼の視力</u> が
77 頁	問題 36 解説 8 行目	2018 (平成30) 年4月から,法定雇用率の算定基礎に精神障害者が加えられたが	2018 (平成30) 年4月から, <u>精</u> 神障害者も新たに雇用義務の対象となったが
87 頁	一問一答⑩ 問題 2~3 行 目	合理的配慮の <u>法的</u> 義務は,全て の <u>事業所</u> に	合理的配慮の <u>提供の</u> 義務は,全 ての <u>事業者</u> に
	一問一答② 解答	解答 <u>×</u> 障害者差別解消法は、2013 (平成25)年に成立、2016(平成28)年に成立、2016(平成28)年に成立、2016(平成28)年施行された。国の行政機関や地方公共団体等配慮の当な時間を当時の表別のである。 差別的取扱いも合理が、配慮のは、20場合である。 はより、2024(令和6)年4月よの民間事業所による合理的促生も法定義務となる。	解答 ○ 障害者差別解消法は,2013 (平成25)年に成立,2016(平成28)年に成立,2016(平成28)年施行された。国の行政機関や地方公共団体等合理的配慮の提供も義務で合理的配慮の提供も義務となった。 ○ しかし,2024(令和6)年4月より民間事業者による合理的配慮の提供も義務となった。
104 頁	問題 46 解説 6 行目	母子保健医療対策等 <u>総</u> 支援事業	母子保健医療対策等 <u>総合</u> 支援事 業
	問題 46 解説 10 行目	公益 <u>財団</u> 法人日本産婦人科医会 調査が行った	公益 <u>社団</u> 法人日本産婦人科医会 <u>が行った</u>
107 頁	聴覚に関する 諸検査の表 下から1段目 の説明2行目	<u>内耳</u> にある	中耳にある

	T	Г	Г
124 頁	問題 53 解説 3 行目	以上により, <u>正解は4</u> である。	以上により, <u>正解は2</u> である。
	問題 53 4 行目	正解 4	正解 2
	問題 54 解説下から 3 行目	<u>選択肢 4</u> については	<u>選択肢 3</u> については
125 頁	問題 54 参考 3 行目	(http://www. <u>jbda</u> .or.jp/db/db2/dat77.html)	(http://www. <u>jdba</u> .or.jp/db/ db2/dat77.html)
	問題 55 問題 6 行目	D:東京聴覚障害者福祉事業協 会 <u>ろう重複障害者</u> 生活就労 施設	D:東京聴覚障害者福祉事業協会 ろう重複者生活就労施設
	問題 55 解説 5 行目	東京聴覚障害者福祉事業協会 <u>ろ</u> <u>う重複障害者</u> 生活就労施設	東京聴覚障害者福祉事業協会 <u>ろ</u> <u>う重複者</u> 生活就労施設
126 頁	問題 55 解説 2 行目	1都1道2府 <u>21県</u> の59施設が加盟し	1都1道2府 <u>22県</u> の59施設が 全国ろう重複障害者施設連絡協 議会に加盟し
130 頁	問題 59 選択肢 1	手話通訳設置事業	手話通訳者設置事業
131 頁	問題 59 意思疎通支援 事業(必須事 業)の実施状 況	1 手話通訳者派遣 実施市区町村割合 <u>94.3%</u>	1 手話通訳者派遣 実施市区町村割合 <u>93.4%</u>
135 頁	問題 61 問題 3 行目	視覚,失語	視覚, <u>盲ろう,</u> 失語
147 頁	問題 66 解説下から 3 行目	アジアで初めて日本での	日本で初めての
163 頁	問題 73 問題 1 行目	あてはまる <u>語</u> の組合せ	あてはまる <u>数</u> の組合せ
	問題 73 問題 2 行目	2022(令和 4) <u>年</u> の	2022(令和 4) <u>年度</u> の
164 頁	問題 73 解説 19 行目	特別支援教育資料 (令和 <u>3</u> 年 度) より	特別支援教育資料(令和 <u>4</u> 年 度)より
180 頁	問題 82 解説 4~5 行 目	アジアで初めて	削除

187 頁	一問一答⑥解答	解答 <u>×</u> 聴覚障害の認定は純音オージオメーター検査で行い,語音検査の結果は用いない。純音聴力検査で会話音域である周波数500,1000,2000ヘルツの聴力レベルを算式に入れて平均聴力レベルを算定する。	解答 ○ 聴覚障害の認定は純音オージオメーター検査の会話音域である周波数500,1000,2000ヘルツの聴力レベルを算式に入れて平均聴力レベルを算定し,その結果によって2級・3級・6級の等級が決まる。4級の認定では、 1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のものとなっており、1では純音検査、2では語音検査が用いられる。
199 頁	問題 88 11 行目	【手話 <u>通訳</u> 倫理綱領】	【手話 <u>通訳士</u> 倫理綱領】
215 頁	問題 102 解説下から 2 行目	位置は <u>違う</u>	位置は <u>同じ</u>
293 頁	問題 154 解説 5~8 行 目	 ① 象形文字(具体的なモノの形をかたどった文字) 日月山川魚鳥馬人手子木 ② 指事文字(抽象的なモノを形であらわした文字) 上下一二三大小行立本末 	 ① 象形文字(具体的なモノの形をかたどった文字) 日月山川魚鳥馬人手子木行 ② 指事文字(抽象的なモノを形であらわした文字) 上下一二三本 末

中央法規 (2024.7.29)